

令和8年

社会福祉法人いずみ会 小川っ子保育園

重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 いずみ会
代表者氏名	理事長 尾島 牧人
法人の所在地	小川町大塚529-6
法人の電話番号	0493-72-1170

2. 利用施設

施設の種類	保育所	
施設の名称	小川っ子保育園	
所在地	小川町増尾232-1	
電話番号	0493-81-5508	
管理者名	園長 尾島 満矢	
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 3名	3歳児
	1歳児 3号 21名	4歳児 2号 36名
	2歳児	5歳児
	利用定員 合計 60名	
取り扱う事業の種類	乳幼児保育・延長保育・病児病後児保育	
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています。	
第三者評価の概要	丸山公子 奥平康吉	
職員への研修の実施状況	内部研修年2回、外部研修年8か所へ実施	
認可年月日	2021・4・1	

3. 施設の運営基本方針

事業の目的	当園は以下の保育理念に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを、目的とします。
理念	<p>○人権の尊重 子どもの自己決定と選択を尊重するとともに、良質かつ安心・安全な福祉サービスの提供に努めます。</p> <p>○地域福祉の促進 地域との積極的な交流を図り、地域の課題に組織として解決に向けて協力し合い、地域福祉の促進に努めます。</p> <p>○「人育ち・人育て」環境の充実 保育園の生活文化の中で、一人ひとりが相互に支え合い、思いやりのある人を育てます。</p> <p>○法令厳守 社会福祉の運営を行う上で基本となる各種法令、社会的規範やモラルを守ります。</p>
保育目標	<p>○遊びを通して、子どもらしく、のびのびと育つ</p> <p>○子どもの自由と尊厳が守られる中で、自ら思考し自分の言葉で語れる子</p> <p>○保育園の生活文化の中で、自分らしく育つ</p> <p>○自然とのふれあいにより、豊かな感性を育む</p> <p>○農作業を通して、地域の人々や歴史や文化に親しみ、郷土愛を育む</p>

保育実践	<ul style="list-style-type: none"> ◎「突き出た脳」と言われている手足の感覚を充分磨く為、上履きは使わず、一年間素足で過ごす。 ◎子どもが感動する体験を大切にすることで、意欲や探求心を育てる。 ◎仙元山や官の倉山などの山登りを通して、その達成感と、たくさんの美しい故郷の風景を見る。 ◎小川町の四季折々の変化を、様々な動植物とふれあう事で体感する。 ◎屋外では、土と水と太陽で心身を解放し、脳への刺激を与え発達を促す。 ◎リズム運動を行う事で、幼児期の発達を促し、しなやかな身体を獲得する。 ◎毎日の絵本の読み聞かせにより、本への興味づけと、心の文化を育てる。 ◎歌や詩の暗唱を通して、豊かな表現力を養う。 ◎自分たちで食べるお米を自分たちの手で育てる。 ◎さまざまな食体験（調理や園庭・お散歩などで）を通して、食べ物の旬や素材の味を知り、食への関心を育てる。 ◎薪ストーブや釜での炊き出し体験を大切に、火を使って調理する事を学ぶ。 ◎動物の世話をすることにより生命の不思議や命の尊さを知る。
------	---

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	2837.78 m ²		
	園庭	1543 m ²		
建物	構造	木造構造		
	延べ面積	465.22 m ²		
施設の内容	保育室	2室	調理室	1室
	ホール	1室	図書室	1室
	幼児用トイレ	2室	事務室	1室
その他	冷暖房・厨房設備			
設備の種類	保育所			

5. 職員体制 令和8年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督。	1人	
統括主任保育士	姉妹園との連携・職員の育成、統括・園全体、保育の把握	1人	
保育士	子どもの育ちを発達につなげ、安心・安全に遊べる環境をつくる。	10人	4人
栄養士	食は栄養摂取に留まらず、多様なアプローチで食への活動を促す。	1人	
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	1人	3人
事務員	事務手続き補佐。		1人
看護師	子どもの健康管理・専門的アドバイス。	1人	
保育補助	施設内の整理整頓、清掃、保育サポート		1人
用務員	環境整備 施設の修繕		1人

* 当園では、「小川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日 * 土曜保育 午前7時30分から午後2時まで（申し込み有り）
開園時間	午前7時30分から午後7時
休園日	日曜日、祝祭日、年末年始12月29日～1月3日

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分（11時間）
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時15分から午後4時15分（8時間）
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時15分 午後4時15分から午後7時

* 上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。
延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、利用者負担と申し込みが必要となります。

◎延長保育に係る利用者負担

延長保育に要する費用の一部をご負担頂いています。 1時間200円
延長料金について

延長保育について

街からの認定により定められた時間（保育標準時間の場合：午前7時30分から午後6時30分、
保育短時間の場合：午前8時15分から午後4時15分）を超えて利用した場合は、延長保育となります。

◎病児・病後児保育について

・利用料金

半日：1000円 1日：2000円

利用するにあたっては、登録が必要となります。

・利用日時

月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです）

午前8時30分から午後5時30分まで

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

② 園の行事 *詳細は年間行事計画にて

誕生日会 5歳児お泊まり保育 親子登山 おにぎり遠足 公開保育 0.1.2歳親子遠足
親子キャンプ 染色 節分 ひな祭り お別れ手作り食事会 進級遠足
お別れ遠足 そりすべり クリスマス会

*子どもと保護者と保育園が一緒になって子どもの育ちに共感できる行事を大切にしています。

③ 農作業

a) お米作り

もみふり、苗づくり、あぜぬり、均平、田植え、除草、稲刈り、脱穀

b) 野菜作り

春 ジャがいも、小麦

夏 トマト、きゅうり、モロヘイヤ、ナス、ゴーヤ、ピーマン、いんげん

秋 大豆、さつまいも

冬 大根、人参、ネギ、白菜

c) 食育

味噌づくり、どどめジャムづくり、たくわんづくり、梅ジュースづくり、いなごの佃煮、パンづくり、干芋づくり、堆肥づくり、セリごはん、ヨモギ団子、つくし佃煮、木いちごジャム、ノビロ味噌炒め、きゅうりぬか漬け、ハリハリ大根、梅干し、真竹煮物、焼き芋大会、農家のご飯の日

④ 子育て支援活動（自由参加）

- ◎パパママ先生の日 お子さんのクラスの先生として半日保育士体験です。給食の試食・個人面談も含まれています。
- ◎パパママサミット 4歳児は、保育園で育てた大豆も入れ、親子で味噌づくりをします。
5歳児は、お茶碗作りなど親子でモノづくりの体験をします。
- ◎赤ちゃんサミット 地域のお母さん同士の交流や保育士からのお話など、お母さんと未就園児の赤ちゃんのためのプログラムです。当日自由参加です。

9. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理による給食。

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前食	午後食	備考
0歳児	10時30分	2時30分	3段階の献立
1歳児	11時00分	2時30分	
2歳児	11時00分	2時30分	つくし献立（0歳児） （離乳食）
3歳児	11時15分	2時30分	うさぎ献立（1歳児） （移行食）
4歳児	11時30分	2時30分	
5歳児	11時30分	2時30分	普通献立（2～5歳児）

③ アレルギー対応状況

- ◎アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、医師による診断書の提出が必要です。
除去食及び代替食に対応しています。
- ◎食物アレルギー対応マニュアルによる職員のアレルギーへの周知を徹底しています。

④ その他衛生管理等

マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。
日々の健康管理、確認及び検便検査の実施による調理従事職員の健康管理を徹底しています。
調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
保育料の納入は口座振替をご利用ください。
ただし、納付書による納入も可能です。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
誕生日行事に係る費用	誕生日絵本・カード	年額 2.000 円
給食費（3 歳児以上）	給食代それに伴う経費	月々6.500 円
教材費（個人用）	ダブルマーカー8色・まんてんパステラ・はさみ・粘土ケース等	年齢による（3000 円前後）
園外保育の交通費	バス・電車賃代	行事・参加人数による

* 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付いたします。

11. 利用の開始について

当園では、小川町の利用調整に基づき、当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 町外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	内田医院
医院長名又は医師名	内田博之
所在地	小川町大塚149-3
電話	0493-72-0516

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児が事故や病状急変した場合には、速やかに救急車を要請すると共に、緊急連絡先へ連絡を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災/地震を想定した避難訓練を月1回実施 消防署指導での避難訓練を年1回実施		
防災設備	自動火災報知機	消火器 8	防火用水 5
避難場所	園庭/駐車場		

16. 警戒宣言が出された場合の対応

警戒宣言が行政または報道等により発令された場合、時間を問わず園児は、すみやかに保護者等へ引き渡すこととします。園に電話したりせず直ぐにお迎えに来て下さい。

《引き渡し方法》◎引き渡しは、原則として当園の保育室で担任が行い、園児名簿に確認のサインをもらう。

その際、担任が日時を記入する。

◎可能なかぎり、園児は保護者に引き渡す。もし、保護者の代理人の場合は、担任と園長立ち会いの元に、代理人の本人確認と署名をもらい園児本人にも確認をして、引き渡すこととする。

17. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 町による、要保護児童対策協議会への参加。
- ② 職員によるセルフチェック（「人権擁護のためのセルフチェック」）提出。

18. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動
保険の種類	園賠償責任保険 保育者賠償責任特約
保険金額	対人1億円 / 1事故5億円 / 対物1事故200万円

19. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	川口奈緒	
受付責任者	尾島満矢	
利用時間	午前 9時～午後7時	
連絡先	電話 0493-81-5508	
第三者委員	丸山公子 奥平康吉	評価 なし
受付方法	苦情受け付け申込書を事務所に提出をお願いします。申込書は事務所にあります。日程を調整して相談日をお知らせします。	

20. 個人情報の保護に関する基本方針

当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、個人情報取扱規則を定め、職員への周知、秘密保持契約書の締結をし、自主的なルール及び体制を確立しています。又個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

21. 当園におけるその他の留意事項

当園には保護者会があり、活動を行っています。
送迎時は必ず手をつなぎ帰りましょう。

* 入園に当たり提出して頂く書類

家庭の状況
生育歴
予防接種・感染一覧表
勤務時間状況書
入園前の子どもの様子
給食アンケート
就労証明書

重要事項説明書についての同意書

令和 8 年 月 日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 小川っ子保育園
説明者 園長 尾島 満矢

私は、本書面に基づいて小川保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所

保護者氏名

児童との続柄

児童名

児童名

児童名